

水道施設整備事業の再評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、水道施設整備に係る事業の再評価を実施するための運用を定め、もって適正に再評価を実施し、水道施設整備に係る事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、水道に係る以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業とする。ただし、当該年度完成予定事業は除く。

- (1) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う補助事業をいう。）
- (2) 補助事業（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）事業をいう。ただし、（1）に該当するものを除く。）

第3 再評価を実施する事業

1 用語の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とし、2に定める事業評価の単位に係る事業費が予算化されたことをいう。

(2) 未着工の定義

「未着工の事業」とは、「用地買収手続、工事ともに未着手」とし、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。

2 事業評価の単位の取り方

評価単位は、原則として補助事業の区分を基本とする。ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

独立行政法人水資源機構法第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行の水道施設整備に係る事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 再評価の実施主体等

再評価は補助事業の実施主体である水資源機構が実施することとし、水資源機構は関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（実施要領第6に定める事業評価監視委員会）の意見を聴き、対応方針を決定するものとする。

また、実施にあたり、国土交通大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。

2) 再評価の実施時期

再評価時期については、原則、実施要領に定められているとおり実施するものであるが、独立行政法人水資源機構法第12条第1項第1号に規定する施設のうち、ダム、河口堰、湖沼水位調節施設の新築に係る事業にあつては、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。

(2) 地方公共団体等が実施する事業の取り扱い

1) 再評価の実施主体等

再評価は補助事業の実施主体である水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者等が実施することとし、再評価の実施主体はデータ収集等を行い、再評価に係る資料、対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（実施要領第6に定める事業評価監視委員会）の意見を聴き、対応方針を決定するものとする。

2) 再評価の実施時期

再評価時期については、原則、実施要領に定められているとおり実施するものであるが、水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）の

整備を含む事業については、上記の評価に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。

(3) 資料の提出先等

再評価の実施主体は、再評価に係る資料、対応方針及びその決定理由等を、(1) については、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとし、(2) については、当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとする。

(4) 再評価結果、対応方針等の公表

再評価の実施主体及び国土交通本省は、再評価結果及び対応方針を以下とともに公表する。

- 1) 対応方針の決定理由
- 2) 事業評価監視委員会における意見の具申内容等、結論に至った経緯
- 3) 再評価の根拠

第5 再評価の手法・内容

再評価の実施主体は、実施要領に定める視点ごとに、原則以下の項目に沿って、再評価を実施するものとする。

1 事業の必要性等に関する視点

(1) 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。工期、総事業費等については、必要に応じて見直すこと。

- 1) 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- 2) 目的、必要性
- 3) 経緯

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

下記項目について前回評価時からの変化も含め整理すること。

- 1) 当該事業に係る水需給の動向等
- 2) 水源の水質の変化等
- 3) 当該事業に係る要望等
- 4) 関連事業との整合
- 5) 技術開発の動向
- 6) その他関連事項

(3) 事業の投資効果（費用対効果分析）

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

1) 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。

2) 費用対便益分析

①費用便益比の算定方法

②便益の算定

1)で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。

③費用の算定

④費用便益比の算定

(4) 事業の進捗状況

1) 用地取得の進捗状況

2) 関連法手続等の進捗状況

3) 工事工程の進捗状況

2 事業の進捗の見込みの視点

(1) 今後の事業スケジュール等

1) 用地取得の進捗の見込み

2) 関連法手続等の見込み

3) 工事工程の見込み

4) 事業実施上の課題

5) その他関連事項

3 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

(1) 上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請

上位計画やビジョン、法制度等の変更の動向を踏まえ、その対応について柔軟に検討するとともに、地震・土砂災害等の自然災害への対応、人口減少や気候変動等の課題への対応として必要な整備について検討し、整理すること。

(2) 地元協議や新たなニーズへの柔軟な対応などによる事業実施環境の変化

事業実施後に生じた新たなニーズといった社会的要請等の変化を踏まえ、事業の改善の可能性について検討し、整理すること。

(3) 事前調査との乖離などによる現地条件の変化

水源や事業実施箇所の地盤等について、事前調査との乖離などによる現地条件の変化を踏まえ、事業の改善の可能性について検討し、整理すること。

(4) 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

(5) コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

(6) 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。

4 対応方針

(1) 第5の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつて、3の視点による再評価により主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

(2) 第5の1の視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって第5の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

また、第5の1の視点による再評価及び2の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、3の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

(3) 第5の1の視点による再評価又は2の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、3の視点による再評価により、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない

場合は、事業を中止するものとする。

第6 施行

- 1 本細目は、令和8年6月12日から施行する。
- 2 令和6年6月27日に策定された「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」は廃止する。